





現行	改正案
<p>に履行されない場合において、第 9 条から第 15 条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資する事項として、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無(滞納がある場合は、その滞納している額を含む。)及び市長が行った措置等の情報を実施機関(恵庭市個人情報保護条例(平成 9 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号 _____ に規定する実施機関 _____ をいう。以下この条において同じ。)内部において利用することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 7 条～第 16 条 (略)</p>	<p>に履行されない場合において、第 9 条から第 15 条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資する事項として、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無(滞納がある場合は、その滞納している額を含む。)及び市長が行った措置等の情報を実施機関(恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)第 2 条第 2 項に規定する実施機関及び議会をいう。以下この条において同じ。)内部において利用することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 7 条～第 16 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市暴力団排除条例の一部改正)

第 3 条 恵庭市暴力団排除条例(平成 2 6 年条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条～第 13 条 (略)</p> <p>(個人情報の収集及び提供)</p> <p>第 14 条 恵庭市個人情報保護条例(平成 9 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号 _____ に規定する実施機関 _____ は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(同条第 3 号 _____ に規定する個人情報)をいう。次項において同じ。)を収集することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 15 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 13 条 (略)</p> <p>(個人情報の収集及び提供)</p> <p>第 14 条 恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年条例第 号)第 2 条第 2 項に規定する実施機関及び議会は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条に規定する個人情報)をいう。次項において同じ。)を収集することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 15 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

